

道路法第44条の2第1項の規定に基づき除去した道路上の違法放置物件を、同条第2項の規定に基づき保管していますので、同条第3項の規定に基づき、公告します。

平成18年8月11日

京都市長 榎本頼兼

1 除去した違法放置物件

名称又は種類	小型船舶（ボートキャリア，ボートエンジン付属）
形状	モーターボート（船舶登録番号：240-24665）
数量	1台
放置されていた場所	京都市伏見区中島前山町134番地先
除去した日	平成18年8月10日
保管を始めた日	平成18年8月10日

2 保管場所

京都市伏見区横大路下三栖東ノ口町28番地10

3 連絡先

建設局管理部伏見土木事務所 TEL (075) 611-5371

建設局道路部道路管理課 TEL (075) 222-3564

(建設局道路部道路管理課)